第5の3の3―1③くを①fとし、fの次に次のように加える。

f　雨水の浸透対策

鉄筋コンクリート組積造にあっては、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

第5の3の3―1③くを③中「①f」を「①g」に改める。

第5の3の3―1③ヨ①bを表中「タイル貼り、モルタル塗り」を「タイル張、モルタル塗」に改める。

第5の3の3―1③ヨ①eを中「タイル貼り、モルタル塗り」を「タイル張、モルタル塗」に改める。

第5の4の4―2③イ③中「、横主管にあっては10m以内ごとに掃除口が設けられていること。」を「掃除口が設けられていること。横主管にあっては15m以内ごとであって、管の曲がりが連続すること、管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口が設けられていること。」に改める。

第5の5の5中「温熱環境」の下に「・エネルギー消費量」を加える。

第5の5の5―1中「省エネルギー対策」を「断熱等性能」に改める。

第5の5の5―1②イ①中「附則２の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則６の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第１に掲げる地域の区分をいう。」を「。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第４に掲げる地域区分をいう（５―２において同じ。）。」に改め、同②を次のように改める。

② 「外皮平均熱貫流率」とは、内外の温度差１度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。以下同じ。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値をいう。

第5の5の5―1②イ③を次のように改める。

③ 「平均日射熱取得率」とは、入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。

第5の5の5―1②イ④を削る。

第5の5の5―1②ロ①中「年間暖冷房負荷の小ささ」を「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の小ささ並びに壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策の程度」に改め、同②中「次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。」を「次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていることとする。」に改め、a及びbを削り、同②に次の表を加える。

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策
4	熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること。
3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられていること。
2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられていること。
1	―

第5の5の5―1③中「次にイ又はロのいずれかの基準によるものとする。」を「等級は、地域区分が１、２、３又は４地域である場合にあってはイ及びハに掲げる基準、５、６又は７地域である場合にあってはイからハまでに掲げる基準、８地域である場合にあってはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとすること。ただし、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号。以下「設計施工指針」という。）附則５に掲げる基準に適合している場合にあっては、イ及びロの基準において等級４の基準に適合しているものとみなす。」に改め、同イ中「熱損失係数等による」を「外皮平均熱貫流率に関する」に改め「等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級（個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。５―１において同じ。）のうち、最も低いものとすること。」を削り、同イ①中「熱損失係数に関する基準」を「次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。」に改め、a及びbを削り、同イ①に次の表を加える。

(い)	(ろ)						
等級	外皮平均熱貫流率（単位W／（㎡・K））						
	1	2	3	4	5	6	7
4	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87
3	0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.81
2	0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	2.35
1	―	―	―	―	―	―	―

第5の5の5―1③イ②中「夏期日射取得係数に関する基準」を「①の外皮平均熱貫流率は、建築主等の判断の基準Ⅰの第２の１の１―３(1)イからハまでに定める計算方法又は設計施工指針２(1)に定める計算方法により算出すること。なお、等級４の場合に明示することができる外皮平均熱貫流率は、単位をW／（㎡・K）とし、小数点第三位を切り上げた値とすること。」に改め、a及びbを削り、同③を削る。

第5の5の5―1③ロ中「熱貫流率等による」を「冷房期の平均日射熱取得率に関する」に改め、同①中「等級４」を「次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域区分が５、６又は７地域である場合にあって等級３の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級２とし、８地域である場合にあって等級３の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級１とする。」に改め、aからdまでを削り、同①に次の表を加える。

(い)	(ろ)			
等級	冷房期の平均日射熱取得率			
	5	6	7	8
4	3.0	2.8	2.7	3.2
3	4.0	3.8	4.0	4.5
2	―	―	―	―
1	―	―	―	―